



多可町教育大綱

多可町教育ビジョン(後期)

－多可町教育振興基本計画－

平成28年3月

多 可 町

多可町教育委員会

はじめに

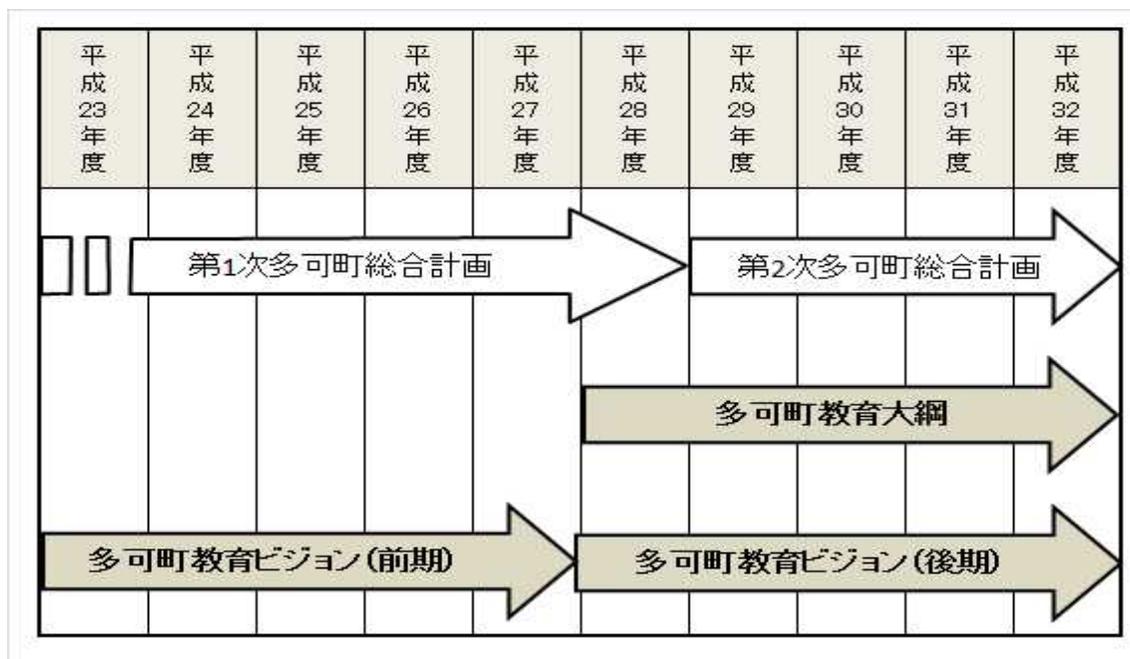
平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、首長が「総合教育会議」を主宰し、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する「教育大綱」を定めることになりました。

これにより開催した「多可町総合教育会議」で大綱について協議がなされ、「多可町教育大綱」を策定しました。本大綱は、教育委員会が平成23年に制定した「多可町教育ビジョンー多可町教育振興基本計画ー」の内容を再検討し、改訂しています。このため「多可町教育大綱」は、「多可町教育ビジョン(後期)ー多可町教育振興基本計画ー」としても位置づけられます。

本大綱は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5カ年間で対象とします。

今後「多可町教育大綱」をもとに、多可町教育の基本目標である「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」のため、町民の皆様の理解と協力をいただき、連携を深めながら、教育の振興を推進していきます。

表 多可町総合計画と多可町教育大綱、多可町教育ビジョン



目 次

はじめに

第1章 多可町教育のめざすべき姿

1 基本目標	1
2 重点目標	2
◇ 学校園教育の重点目標	2
◇ 生涯学習の重点目標	4
3 施策の基本的な方向	5
◇ 基本施策Ⅰ 子育て・子育て環境・家庭教育の充実	5
◇ 基本施策Ⅱ 学校教育の充実	8
◇ 基本施策Ⅲ 生涯学習の充実	17
◇ 基本施策Ⅳ 豊かな人権文化の創造	21

第2章 大綱の計画的な推進のための取組

1 関係部局・関係機関や諸団体、地域との連携	23
2 各学校園への適切な支援	23
3 大綱における目標の進捗状況確認と見直し	23

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(参考1～参考18)

第1章 多可町教育のめざすべき姿

1 基本目標

「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」

国づくりの基礎は、人づくりであると言われます。人口減少社会の到来、少子高齢化の進展など社会情勢が急激に変化する中、多可町においても、まちづくりの基礎は人づくりにあります。そのため、幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにあわせて、学習機会と学習場所の充実を図り、生涯にわたり、学び続けることができる環境づくりに取り組んでいきます。

本町の未来を担う子どもたちに、確かな学力、人を思いやる豊かな人間性や社会性、健やかな体など、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を培う学校教育を一層充実させるとともに、住民一人一人がいつでもどこでも、生涯にわたって学び、楽しみ、個性や能力を発揮することができる生涯学習社会の実現をめざします。

そして、基本目標を「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」、重点目標を「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子どもの育成」と「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、生涯学習のまちづくり」として、本町の教育を推進するため、つぎの基本施策を実施します。

基本施策Ⅰ 子育て・子育て環境・家庭教育の充実

－学校園、家庭、地域社会が協働して子どもを育てる環境づくり－

基本施策Ⅱ 学校教育の充実

－子どもたちに生きる力と豊かな心を育む学校づくり－

基本施策Ⅲ 生涯学習の充実

－学習環境が充実した、活力と生きがいを育む生涯学習のまちづくり－

基本施策Ⅳ 豊かな人権文化の創造

－差別や偏見を許さない心を育て、
個性や能力を発揮できる男女共同参画社会づくり－

2 重点目標

◇ 学校園教育の重点目標

「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、
こころ豊かな子どもの育成」

基本施策Ⅰ 子育て・子育て環境・家庭教育の充実

学校園、家庭、地域社会が協働して子どもを育てる環境づくり

(具体的施策)

(1) 幼児期の教育等の充実

- 1-1 健やかな心身の発達を育む幼児教育の充実
- 1-2 学童保育や児童館事業等の充実

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- 2-1 子育て支援の充実
- 2-2 安心して暮らせる地域・家庭づくりへの支援

子ども像（就学前）

○豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひたり、主体的に遊ぶ子ども

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期です。次代を担う子どもたちが、生きる力を身につけ、心身ともに健康でこころ豊かに育つことは、保育所、幼稚園さらに地域全体の願いでもあります。そこで、就学前においては、本町のもつ豊かな自然と人の絆をいかしながら、豊かな心を持ち、本町の自然にふれ、ひたり、主体的に遊ぶ子どもの育成をめざします。

基本施策Ⅱ 学校教育の充実

子どもたちに生きる力と豊かな心を育む学校づくり

(具体的施策)

(3) 子どもたちに夢や目標を育む学校園づくり

- 3- 1 確かな学力の育成
- 3- 2 豊かな心の育成
- 3- 3 健やかな体の育成
- 3- 4 特別支援教育の推進
- 3- 5 伝統や環境をいかした体験活動の充実

(4) 教職員がチーム力を発揮する元気な学校園づくり

- 4- 1 教職員の資質向上
- 4- 2 幼児、児童生徒、教職員、保護者を日常的に支援する体制づくりの推進

(5) 地域から信頼される学校園づくり

- 5- 1 学校園施設・機器の充実
- 5- 2 少子化に対応した新しい教育体制の調査・研究
- 5- 3 安全で安心な環境づくりの推進
- 5- 4 開かれた学校園づくりの推進

子ども像（就学後）

○ふるさと多可町を愛する子ども

これからの社会を生きていく子どもたちには、世界的な視野でものごとを見、判断していく力が求められます。世界の人々と共存していくためには、互いの文化や伝統、考え方を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を養うことが必要です。そのためには、子どもたちに自分の生まれ育った国、地域、故郷を愛し、誇りに思う気持ちを育むことが大切です。

少子高齢化が進む本町では、活力ある地域づくりが大きな課題です。本町の豊かな自然、温かい人情、よき伝統を愛するとともに、地域の課題に対して前向きに取り組み、よりよい地域づくりに向けて努力する子どもの育成をめざします。

○夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子ども

学齢期は、子どもたちが将来社会人として自立していくための基盤となる力を形成する重要な時期です。大きく変化を続けるこれからの社会において、常に夢をもち、自ら考え、目標に向かってたくましく生きていく力が重要です。

その源となるのが、自ら進んで知識や技能を習得し、それをいかして行動する力（知）、周りの人々と協調し、規範意識をもつて生活できる力（徳）、心身の健康に留意し、スポーツや体力づくりを通して健やかに生活する力（体）です。これらを身につけようと努力する子どもの育成をめざします。

◇ 生涯学習の重点目標

「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、生涯学習のまちづくり」

基本施策Ⅲ 生涯学習の充実

学習環境が充実した、活力と生きがいを育む生涯学習のまちづくり

(具体的施策)

(6) 生涯学習

- 6-1 生涯学習の充実
- 6-2 生涯スポーツの充実
- 6-3 文化の香るまちづくりの推進

- ・「学び」についての意識改革を進め、いつでも、どこでも、だれでも、いきいきと学べるよう時代や地域ニーズに応じた学習環境を充実させるとともに、学んだことをいかし地域で活動する人づくりを進めます。
- ・子どものスポーツ指導者の育成、シニアが楽しめるスポーツの振興、障がいがある人も参加できる地域スポーツイベントなど、誰でも生涯スポーツを楽しめるまちをめざします。
- ・多可町の特色ある地場産品や杉原紙などの歴史文化の発信を続けるとともに、こころ豊かな文化活動を推進し、誇りのもてるまちをめざします。
- ・多可町文化会館においては、自主公演事業の充実を図るとともに、文化祭・芸能祭・音楽祭の実施により文化を通じた交流を進め、地域の文化力の向上をめざします。

基本施策Ⅳ 豊かな人権文化の創造

差別や偏見を許さない心を育て、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会づくり

(具体的施策)

(7) 人権尊重のまちづくり

- 7-1 人権尊重のまちづくりの推進
- 7-2 男女共同参画社会の推進

- ・時代とともに人と人とのつながりも変わり、人権問題も多様化してきています。様々な人権問題に対応できる心を育て、一人一人の基本的な人権が尊重されるまちづくりをめざします。
- ・家庭・地域・学校・行政の連携のもとに人権問題についての学習・啓発を進め、基本的な人権が尊重され、男女がともに参画するまちをめざします。

3 施策の基本的な方向

基本施策Ⅰ 子育て・子育て環境・家庭教育の充実

－ 学校園、家庭、地域社会が協働して子どもを育てる環境づくり－

(1) 幼児期の教育等の充実

少子化に対応し、地域の特性をいかし健やかな心身の発達を育む幼児教育を進めます。また、安全で安心な豊かな体験の場づくりをめざして、学童保育・児童館事業等の取組を進めます。

1-1 健やかな心身の発達を育む幼児教育の充実

<今後の方向と目標>

幼児期における教育は人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼保一体化施設や認定こども園等で、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育の一層の充実を図ります。また、子どもの発達や学びの連続性を考慮し、めざす子ども像を踏まえた取組を進めます。

<施策の取組>

○めざす子ども像の周知・徹底

- ・教職員に対する「豊かな自然体験研修事業」など様々な研修を通して、幼児教育の充実に向けた取組を支援します。

○基本的生活習慣の確立

- ・家庭と協力し、「あいさつ」、「早ね 早おき 朝ごはん」運動などを通して、幼児教育の充実に向けた取組を支援します。

○心の教育の推進

- ・人権教育推進の観点から、遊びや体験を通して、友だちを大切にすることを育てるとともに、「よい行い」、「悪い行い」のあることに気づくことにより、社会のきまりの大切さを知るなど規範意識の育成を図ります。

○幼児教育と小学校教育の円滑な接続

- ・子どもたちの発達段階の特徴や校種による学びの違い等について、保育・授業の公開や合同研修を通して理解を深め、教職員の意識の向上を図ります。

○公立私立・幼保の連携及び関係機関の連携

- ・就学前教育・保育に関わる、町内の公立幼稚園・保育所及び認定こども園等の施設間の連携や子育てふれあいセンターなど関係機関との連携を推進します。

1-2 学童保育や児童館事業等の充実

<今後の方向と目標>

学童保育では、児童の健康管理や安全確保のために、指導員の資質向上を図り、遊びの環境づくり等保育の向上に努めます。また、児童館等での群れ遊び等を通して、こころ豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

<施策の取組>

○放課後対策の推進

- ・放課後の安全で健やかな活動場所を確保し、心身の健全な発達を図ります。

○健全な遊び場の提供

- ・児童の健康増進と情操を豊かにするために、児童館でわくわく体験教室などを実施します。また、長期休業中に児童の体験活動の場を提供します。

○研修の充実

- ・児童の健康管理、安全確保等について、指導員の資質向上を図り、遊びの環境づくり等保育の質を高めるために、指導員の研修を実施します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

家庭は、しつけにより基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心などを育成する教育の出発点です。今後、地域・家庭で子育てができる環境づくりを通して、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

2-1 子育て支援の充実

<今後の方向と目標>

家庭の教育力を向上させるため、各学校園やPTA等関係機関との連携を図りながら子育てに必要な情報の提供に努めます。また、必要に応じて親業講座等の研修の場や親同士が集い、語り合うことのできる場を設定するなど子育て支援の充実を図ります。

<施策の取組>

○子育て情報の共有化

- ・学校の現状や教育のあり方について、「多可子どもタイムズ」等を通じて、情報の共有化を図ります。

○保護者の交流の場や研修の場の設置

- ・子育てふれあいセンターを中心とした交流の場づくりを進めます。また、必要に応じて親業講座など研修の場を設けます。

2-2 安心して暮らせる地域・家庭づくりへの支援

<今後の方向と目標>

地域の指導者や関係団体等との連携を強化し、地域・家庭の教育力の向上を図り、子どもたちが安心して暮らせる地域・家庭づくりを支援します。

<施策の取組>

○児童虐待防止等の推進

- ・児童虐待の防止リーフレットや対応マニュアルを関係機関等に配布し、虐待の発生予防及び早期発見、迅速な対応への啓発を行います。
- ・個別ケース検討会議等を実施し、関係機関の連携を強化しながら、子どもの健全な養育を支援します。

○学校やPTAと連携した家庭の教育力向上への取組

- ・家庭の教育力の低下が懸念される中、地域ぐるみで家庭教育を支援する仕組みづくりを進めます。「家庭の日」^{※1}を啓発し、パソコン、スマートフォン等のIT機器の適正な使い方（SNS・ゲーム等）を周知するとともに、「夜9時以降SNSやしません運動」の推進、家庭教育支援冊子の継続配布などの取組を行います。

○世代間交流の推進

- ・児童館や子育てふれあいセンター、保育所等において、地域の高齢者や子育て中の男性、中高生など、世代間交流を実施します。

○青少年問題協議会活動の充実

- ・「地域の子どもは地域で守り育てる」を合い言葉に、幼・小・中・高等学校及び関係機関と連携しながら、地域をあげて青少年健全育成に取り組んでいきます。

○地域の教育力の向上

- ・学校支援地域本部事業、放課後の安全で安心な拠点活動を確保する「放課後子どもプラン事業」等を活用し、町民の参画を推進します。
- ・学校園・家庭・地域が連携して行うPTCA^{※2}活動を支援しながら、地域の子どもの安全を確保します。

※1 家庭の日 … 多可町では毎月第三日曜日を「家庭の日」とし、家族や地域の大切さ等についての理解促進を図っている。

※2 PTCA … PTAに地域住民（Community）が加わった「親と教師と地域住民の会」のこと

(3) 子どもたちに夢や目標を育む学校園づくり

子どもたちが自立心をもち、自らの夢や目標に向かって、自己の可能性を切り拓いていくために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図りながら「生きる力」を育む学校園をつくります。また、子どもたちが喜んで通う、いじめを許さない、不登校生を出さない取組を推進します。

3-1 確かな学力の育成

<今後の方向と目標>

基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を伸ばす授業づくりを進めます。また、「学習指導の充実」「学習タイムの活用」「家庭学習の習慣化」による学力向上施策を推進します。さらに、スクールアシスタント^{※1}等を配置し、個に応じたきめ細かな指導を展開していきます。

<施策の取組>

○魅力ある授業づくりの推進

- ・経験豊富な教員や指導力のある教員によるOJT^{※2}を積極的に進め、授業に関する相談・支援を行います。
- ・授業を公開する機会を設けるよう各校での自主的な校内研究を支援します。
- ・全国学力・学習状況調査や標準学力検査の結果を踏まえ、授業の工夫・改善に取り組みます。

○子どもの実態に応じた学習指導の充実

- ・学級分割による少人数授業、同室複数指導、個別指導等の学習形態を工夫します。
- ・学習タイムの活用、個別・別室での補充指導、放課後がんばりタイム等の補充学習を実施します。

○言語活動の充実

- ・実践事例などを活用し、国語をはじめすべての教科において言語に関する能力を高める学習指導の工夫・改善を行います。また、「多可町子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動を充実させるとともに、家庭や地域と連携して読書習慣の形成を図ります。

○モジュール学習^{※3}の推奨

- ・反復練習による読み、書き、計算の力を高めるために、モジュール学習の実施を推奨します。

○授業におけるICTの効果的な活用の推進

- ・コンピューター、書画カメラ（実物投影機）、プロジェクターなどのICT機器を活用して、「わかる授業」に努めます。

○家庭学習の習慣化

- ・「家庭教育支援冊子」の活用、「ノーテレビ・ノーゲームデー」の取組などを通して、家庭における学習の習慣化を図ります。

※1 スクールアシスタント … 担任とともに学習や生活面での支援を行う人

※2 OJT … On-the-Job Trainingの略、仕事をしながら職場内で具体的に指導し技能等の向上を図っていくこと

※3 モジュール学習 … 「学習習慣の定着化」ならびに「確かな学力の向上」を図るため、短い時間でも継続し、反復させる学習方法

3-2 豊かな心の育成

<今後の方向と目標>

命の大切さを実感させ、子どもの心に響く道徳教育、自己実現と共生をめざす人権教育を学校的全教育活動の中で推進します。また、基本的な生活習慣、規範意識をはじめ、人間関係の基盤となるあいさつや社会生活上のルールなどの定着化を図ります。

<施策の取組>

○発達段階に応じた道徳教育や人権教育の指導内容の重点化

- ・学校の創意工夫をいかした全体計画を作成し、道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教師）が中心となって、全教職員と協力して推進します。
- ・道徳の時間を要として、各教科等の中で道徳関係資料を効果的に活用し、発達段階を考慮して、自尊感情を高める教育を進めます。
- ・人権に関わる今日的な課題についての理解を深め、人権意識の高揚に努めます。

○「命の大切さ」を実感させる教育の推進

- ・地域の人材を活用しながら乳幼児や母親とのふれあい体験を通し、命の誕生の神秘さや命の大切さを知る「命の誕生」の学習をはじめ、「命の大切さ」を実感させる教育を進めます。
- ・震災の教訓をいかし、様々な自然災害から自らの命を守るために必要な能力や態度を身につけさせるとともに、共生の精神や命の大切さ、人間としてのあり方、生き方を考えさせる防災教育を推進します。

○生徒指導の充実

- ・児童生徒一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、教育活動全体を通じて、規範意識等の基本的な生活習慣の確立を図る指導に取り組みます。

○敬老の精神の育成

- ・「敬老の日」発祥のまち多可町として、その精神と伝統を受け継いでいく活動を推進していきます。

3-3 健やかな体の育成

<今後の方向と目標>

健やかな体を育成するため、心身の健康増進活動や日常的なスポーツ活動を促すことにより、生涯にわたり健康な生活を送るための基礎を培います。

また、学校における「食育」の推進については、食育・健康教育の取組をすべての学校園で取り入れ、生活習慣や基礎体力の向上を図ります。

<施策の取組>

○健康の増進や体力の向上

- ・定期的な体力・運動能力テストの結果などを踏まえ、日々の体育の授業や学校全体の取組をとおして柔軟性や走力等体力の向上を図るため、「多可町体力向上推進委員会」を発足させ、課題解決に向けた取組を進めます。
- ・子どもがたくましく生きるための健康や体力を育むために、教科による指導はもとより、あらゆる教育活動を通じて、楽しく運動できるよう工夫します。

○食育指導の充実

- ・子どもたちの生きる力の基礎となる食育の推進を図るため、「食育実践プログラム」の活用を推進します。
- ・栄養士等が子育てふれあいセンターや保育所、幼稚園、小中学校等へ出向き、関係機関と協力して学習の場づくりや活動支援を行います。

3-4 特別支援教育の推進

<今後の方向と目標>

インクルーシブ教育システム^{※1}構築に向け、北はりま特別支援学校との連携や臨床心理士等による観察指導、事例研修や特別支援教育コーディネーターを中心とした研修・情報交換の機会を充実させ、特別支援教育を推進します。

また、特別な支援を必要とする児童生徒に対しては生活補助員を配置し、一人一人の教育的ニーズに応じて生活や学習活動を支援します。

<施策の取組>

○北はりま特別支援学校との連携

- ・北はりま特別支援学校の障がい児への支援に学ぶために、共同学習等を通じた連携を進めます。

○発達障がい児への早期支援

- ・臨床心理士などの訪問による、保育所・幼稚園における早期支援に向けた助言を行います。

○特別支援教育をサポートする人材の配置

- ・障がいの状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、きめ細かな指導や相談体制がとれるように県と連携し、適切な人材を配置します。

○サポートファイルの推進事業

- ・ライフステージに応じた継続的な支援を行うため、サポートファイルを作成し、活用を推進します。

○障がいの状態に応じた指導の充実

- ・障がいのある子どもたちに対して、自立活動を教育活動に位置づけ、一人一人の状態や発達段階の状況を把握し、個別の指導計画の作成を進めます。
- ・障がいのある子どもたちに対して、医療・保健等の関係機関や保護者との連携を密にし、個別の教育支援計画の作成を進めます。

※1 インクルーシブ教育 … 障がいのある子どもを含む全ての子どもたちに対して、一人一人の教育的ニーズに対応した「多様な学びの場」を用意し、同じ場でともに学ぶ教育のこと

3-5 伝統や環境をいかした体験活動の充実

<今後の方向と目標>

兵庫県が進める体験教育を発達段階に応じて推進するとともに、本町の豊かな自然環境、伝統や文化をいかした取組を体系的に進め、ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子どもの育成に取り組んでいきます。

<施策の取組>

○環境体験学習事業(小学3年生)

- ・命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、様々な体験活動を通して、自然にふれあう体験型環境学習を行います。

○多可っ子芸術文化体験事業(小学4年生)

- ・豊かな情操や感性を身に付け、多可町を愛する子どもたちを育成するため、多可町文化会館で生の芸術文化を体験する多可っ子芸術文化体験学習を行います。

○自然学校推進事業(小学5年生)

- ・自ら課題を解決しようとする態度や問題解決能力などを育成するため、豊かな自然や人とのふれあいを体験する自然学校を行います。

○青少年芸術体験事業(中学1年生)

- ・豊かな情操や感性を身に付けるため、県立芸術文化センターで本格的なオーケストラの演奏などの鑑賞会を行います。

○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業(中学2年生)

- ・地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め「生きる力」を育むため、1週間、学校を離れ、地域の方々の指導によるキャリア教育^{※1}の視点に立った職場体験学習を行います。

○スクラム・ハートプロジェクト

- ・地域の一員としての自覚を高めるとともに地域への愛着を培うため、中学生と地元消防団との交流の中で、中学生が消防団活動を体験的に学ぶ活動を行います。

○中学生ボランティアサークル

- ・様々な人との関わりを通して、地域の一員としての自覚と自尊感情を高めるため、中学生に地域での活躍の場を設定し、ボランティア活動体験を行います。

○杉原紙や播州歌舞伎など地域の伝統をいかした体験活動

- ・ふるさと多可町を愛するところを育むため、杉原紙、播州歌舞伎、敬老の日発祥のまちなど、地域の伝統や特性をいかした独自の体験活動を行い、特色ある学校園づくりを進めます。

○教育交流事業

- ・姉妹都市協定はじめ、各分野において多可町との友好関係が形成された市町村を中心に、交流を推進していきます。
- ・国際教育交流推進協議会で協議しながら、テレビ会議等を中心とした交流を計画していきます。

○子どもふれあいトーク事業(小学6年生、中学2年生)

- ・「ふるさと多可町を愛する子どもの育成」を目的に、町長と町幹部と小・中学校の代表者が、ふるさとに関するトークを年2回実施します。

※1 キャリア教育 … キャリア(経験)をいかして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと

(4) 教職員がチーム力を発揮する元気な学校園づくり

「強い情熱・確かな指導力・豊かな人間力」を備えた教職員が、チーム力を発揮し、各学校が抱える課題にチャレンジする元気な学校園づくりを推進します。また、一人一人の教職員の資質・指導力及び学校園の組織力の向上を図ります。

4-1 教職員の資質向上

<今後の方向と目標>

教職員の実践的指導力や管理職の学校経営力の向上を図る研修を充実させます。特に教員の授業力の向上を図るために、経験豊かな教員OB等を派遣し校内授業研究の充実を支援します。

指導力のある管理職の養成に努めるとともに、管理職のリーダーシップのもと、全教職員が協働して、学校の課題に組織的に取り組む体制の確立を支援します。

また、人事評価・育成システム^{※1}や学校評価を積極的に活用した人材育成に取り組みます。

<施策の取組>

○兵庫県教育委員会や兵庫教育大学等との連携

- ・校内授業研究の充実を支援し、教職員の実践的指導力の向上を図るため、兵庫県立教育研修所をはじめとする兵庫県教育委員会や兵庫教育大学等と積極的に連携します。そして、必要に応じて教職員の資質向上に関する連携を進めます。

○専門性向上のためのOJTの推進

- ・校内研修の活性化や若手教職員の育成を目的とした、OJTの推進への支援を行います。

○学校評価の推進

- ・学校評価を授業や学校行事等の改善にいかします。

○教職員人事評価・育成システムの推進

- ・教職員と管理職が意志疎通を深め、課題や果たすべき役割を共有化するため、人事評価・育成システムを活用し、教職員の一層の能力開発と教育活動の充実を図ります。

※1 人事評価・育成システム … 教職員の教育活動への取組状況を適切に記録・評価し、その結果に基づいて指導・助言を行うことなどを通じて、教職員の能力開発と教育活動の充実を図り、学校組織の活性化に資すること

4-2 幼児、児童生徒、教職員、保護者を日常的に支援する体制づくりの推進

<今後の方向と目標>

児童生徒や保護者からの様々な相談(電話等)に対応するため、教育相談室の充実を図ります。また、学校園アドバイザーを配置し、授業づくり・学級経営・生徒指導などの面で教職員を支援します。さらに、適応教室の充実、兵庫教育大学の不登校支援ネットワークとの連携を強化し、不登校生の学校復帰を支援します。また、教育の機会均等の観点から就学支援に努めます。

<施策の取組>

○多可っ子悩み相談事業

- ・悩み相談窓口を開設し、いじめや不登校、友人関係や進路等に関する児童生徒や保護者の相談に応じます。

○いじめ・不登校対策の充実

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るという認識を深め、「多可町いじめ防止基本方針」及び各校の「学校いじめ防止基本方針」等を基に、未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- ・適応教室を充実させ、自立心や集団への適応力を高めていきます。また、兵庫教育大学の不登校支援ネットワークや県立但馬やまびこの郷等の関係機関との連携を深めます。

○教職員への支援

- ・学校園アドバイザーを配置し、教職員の悩みなどの相談に対応し、関係機関との連携を図りながら、教職員をサポートします。

○就学支援事業

- ・経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に就学支援のための取組を進めます。

(5) 地域から信頼される学校園づくり

学校園の教育方針や子どもたちの活動状況を、保護者や地域社会へきめ細かく発信します。また、学校園は、保護者や地域からの意見や思いを的確に把握し、それをいかした安全で安心な学校園づくりを推進します。

5-1 学校園施設・機器の充実

<今後の方向と目標>

避難所及び救護所に指定されている学校園施設の環境改善及び機能充実は重要課題であり、学校園を利用するすべての人々が安全かつ安心して利用できるよう、順次、施設の環境整備を図ります。

また、教育環境及び学校開放の質的な向上を図るため、既存施設の機能を改善し、バリアフリー化や環境を考慮した施設整備を行う必要があります。そのほか、子どもたちに、生活の基礎としての情報技術、情報活用能力、情報倫理を身に付けさせることが重要であるため、教育機器のICT化を進めます。

学校給食センターについては、食物アレルギー対策、地場産食材の活用など安全で安心な学校給食を提供し、食育の推進に取り組んでいきます。

<施策の取組>

○環境整備、老朽化対策への取組

- ・校舎及び体育館等の環境整備、老朽化対策に係る工事設計を行うとともに、ユニバーサルデザイン化されていない学校園施設については早急に改修計画を策定します。特に、多目的トイレの設置や男女別トイレの洋式化、校舎のエレベーター設置、段差の解消等については最優先として取り組めます。

○ICT機器の整備・活用

- ・子どもたちの学力向上に資するため、ICT機器を計画的に整備するとともに、活用の推進を図ります。

○安全で安心な給食の提供と環境教育

- ・食育推進の上から地産地消を進め、食物アレルギーに対応した安全で安心な学校給食づくりに取り組みます。また、児童生徒が生ゴミ処理やチップボイラーの運用など環境への配慮と循環型社会の実践を学びやすい施設運営を行い、環境の保全についての理解と関心が深められる環境教育に取り組みます。

5-2 少子化に対応した新しい教育体制の調査・研究

<今後の方向と目標>

子どもの数が減少する中で、地域と情報の共有化を進めながら、教育効果をあげるための適正な学校規模、教育環境等のあり方について検討します。

<施策の取組>

○学校規模適正化基本方針の策定

- ・教育活動が適切かつ効果的に推進できるよう、学校規模や効果的な運営方法を検討しながら学校環境の充実を図ります。

5-3 安全で安心な環境づくりの推進

<今後の方向と目標>

子どもたちが、安全に安心して過ごせる地域の環境づくりを進めるために、家庭や地域と連携し、安全教育や安全確保のための取組を推進します。

<施策の取組>

○見守り・安全巡回パトロール事業

- ・子どもたちに、「こども110番の家」等の避難場所を周知します。
- ・各学校園の周辺及び通学路をパトロールし、子どもたちの安全確保を図ります。
- ・交通安全教室、防犯教室、防災訓練などを実施し、子どもたちが自ら身を守り安全を確保する能力を育成します。
- ・地域の見守り隊と連携し、子どもたちの登下校における安全確保に努めます。

○放課後子どもプラン事業

- ・放課後の小学校の運動場等を利用し、地域住民による見守りのもとで、子どもたちの安全で安心な群れ遊びの場を提供します。

○通学路の安全確保にかかる取組

- ・通学路の具体的な危険箇所対策を定めた「多可町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に取り組みます。

5-4 開かれた学校園づくりの推進

<今後の方向と目標>

各学校園の情報教育やホームページの更新を支援します。また、学校評価研修会を実施し、各学校園の学校評価システムの更なる充実を図り、学校関係者評価を実施します。さらに、その結果を公表し、開かれた学校園づくりを推進します。

<施策の取組>

○学校園の情報提供の推進

- ・オープンスクール等を通して、保護者や地域の人々に教育活動を公開します。
- ・子どもたちの個人情報の保護に十分配慮しながら、タイムリーな情報を学校広報誌やホームページを通じて公開します。

○学校評価の充実

- ・PDCAサイクル^{※1}を取り入れ、学校運営の改善と組織の活性化を図ります。
- ・学校評価の充実・改善に取り組み、すべての学校で学校関係者評価を行うなど効果的な学校評価システムの構築に努めます。
- ・学校評議員等に学校運営の状況を説明するとともに、保護者や地域の人々の意見を学校運営に反映し、学校教育活動の充実に努めます。

※1 PDCAサイクル … Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること

基本施策Ⅲ

生涯学習の充実

－学習環境が充実した、活力と生きがいを育む生涯学習のまちづくり－

(6) 生涯学習

「いつでも・どこでも・だれでも」の求めに応えられるよう、生涯学習施設の充実、人材育成・活用など様々な分野にまたがる総合的な生涯学習を推進します。

また、町民が生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、心身ともに健康で充実した生活を送れる施策を推進します。

6-1

生涯学習の充実

<今後の方向と目標>

生涯学習は、幼児期から高齢期まで生涯にわたる学習活動であり、これまでの学習機会の提供に加え、学習成果の活用を支援する必要があります。事業の効率化・有効化を図るため、事業内容・方法等の連絡・調整を行う体制づくりを進めています。

また、時代や地域ニーズに応じた学習機会を充実させるとともに、学んだことを地域でいかし活動する人づくりをするため、「多可町生涯学習推進基本計画」に基づき、施策を推進します。

<施策の取組>

○広報・啓発活動の充実

- ・たかテレビ、広報たか、ホームページなどを通じた広報活動を推進します。
- ・生涯学習への理解を深める啓発活動を推進します。

○生涯学習相談の実施

- ・生涯学習に関する問い合わせや相談業務を推進するため、コーディネーターの育成、生涯学習データベースの構築に努めます。

○学習プログラム(活動)の活性化

- ・生涯学習推進協議会、推進本部などで生涯学習の活性化を図るため、新たな学習プログラムの提供に努めます。
- ・学習成果をいかす環境づくりを進め、学習成果を共有して、生涯学習フェスティバルなど交流ができる場を提供します。
- ・住民自らが主体的に学習ができるように、学習グループやサークル活動への支援を推進し、様々な交流機会の充実に努めます。

○新しいニーズへの取組

- ・住民アンケート調査、住民満足度調査を通じて、新たなニーズの発掘をするとともに、兵庫教育大学等との連携により生涯学習の質的向上を図ります。

○次代を担うリーダーの発掘、研修、育成

- ・人材バンクへの登録を促し、リーダー養成講座を実施します。指導力の向上を図るとともに互いに交流し、人づくり、まちづくり活動の核となる人材を育成していきます。

○住民主体の学習活動の促進と団体・地域の魅力づくりの推進

- ・サークル活動への支援交流を促進して、住民主体の学習プログラムの企画や運営を推進します。
- ・住民の積極的な参画と協働を進め、住民自らの企画運営を推進します。
- ・NPO等への立ち上げなどを通じて、自主運営への支援と協力を努めます。
- ・文化及びスポーツ分野の人材バンクをつくり、活用します。

○学習関連施設の活用と連携

- ・公民館、文化会館、隣保館、図書館、那珂ふれあい館、学校園、町内施設との連携を深め、住民が活用しやすい施設となるよう努めます。

○図書館の充実

- ・町民が生涯にわたって学び続けるために、図書館及び加美・八千代図書室は相互に連携し、生涯学習の拠点として、以下の機能の充実を図っていきます。
 - (1)本や資料の閲覧・貸出サービスの充実
 - (2)調査・研究支援(レファレンスサービス)の充実
 - (3)郷土・地域資料、行政資料等の収集・提供の充実
- ・図書館は、本や読書活動を核として、町民が「集い交流できる」「情報発信できる」「心くつろげる」など、多様な機能を併せもつ生涯学習施設をめざし、諸機能及びサービスの充実・改善を図っていきます。

○那珂ふれあい館の充実

- ・歴史や伝統文化を学ぶ拠点施設としての役割を果たし、町の文化向上を促進するために、町民をはじめ、町内外の小中学校等が歴史学習や体験学習に取り組めるよう体制を整えます。
- ・多可町の歴史を体感し、ふるさとへの愛着を醸成していけるように、多可町歴史探検ツアーや、地域・学校園への出前講座などを実施します。
- ・ホームページやSNSの活用により積極的に情報発信に努めるとともに、案内状等の送付により各種団体への広報活動にも努めます。
- ・文化財保護事業の成果を活用し、歴史学習等に寄与できるように新たな展示や体験学習等の実施に努めます。

6-2 生涯スポーツの充実

<今後の方向と目標>

住民のだれもが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことを念頭に、スポーツを通じた地域コミュニティづくりや、健康な体づくりをめざし、量的質的に優れたスポーツへの関わり方を、一人一人が実践している姿を理想としています。

生涯スポーツの実現のためには、子どもから高齢者にいたるだれもが、身近にいつでも、どこでもスポーツができる環境が必要です。

そのためには、まずライフステージに応じた推進策を考える必要があります。また、スポーツを

あまりしない人に対するアプローチも考えなければなりません。さらに、障がいのある人も障がいのない人と同じようにスポーツに親しめる環境づくりが求められます。そこで、「多可町生涯スポーツ振興計画」に基づき、行動プログラムを実施します。

<施策の取組>

○多可町スポーツDAYの推進

- ・魅力あるスポーツプログラムを提供して、「とにかくスポーツをやってみよう運動」を展開します。

○スポーツ指導者の積極的な発掘と養成

- ・地域に埋もれている技術、技能、知識を有するスポーツ指導者を発掘して人材バンクへの登録を推進します。

○スポーツ施設の効果的活用

- ・町民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、野外活動施設・体育・スポーツ施設等の効果的活用に努めます。
- ・グラウンドの芝生化については、様々な視点に立ち、その効果や問題点を検証するとともに導入について協議を重ねていきます。

○スポーツに関わる組織の強化

- ・様々な組織の役割を見直し、住民のスポーツ活動が機能しやすいように、住民みんなで支え合う、参画と協働の組織体制づくりに努めます。

6-3 文化の香るまちづくりの推進

<今後の方向と目標>

住民主体で運営する文化会館については、自主運営率を高めて各地域間の文化活動を促進し、情報発信に努めます。

特色ある地域文化資源（東山古墳群、杉原紙、播州織等）をいかして、地域文化の発信を続けるとともに、優れた文化施設等をいかした交流イベントの開催を通して、住民のこころ豊かな文化活動を推進します。

有形・無形の多様な歴史文化資源の調査を推進し、その保存・継承・活用に努めます。特に、調査成果の公開や活用をとおして、当町の歴史を啓発し、郷土への誇りや愛着の醸成に努めるとともに、歴史文化が香るまちづくりへの活用促進策を展開します。

播州歌舞伎、杉原紙、文化会館など特色ある歴史文化、地場産品、優れた文化施設などをいかして、地域文化を発信するとともに、地域文化の継承や後継者の育成のため、文化芸術活動を推進支援します。

<施策の取組>

○文化会館の充実

- ・住民の地域づくり、人づくりの拠点となるよう、住民のニーズを的確につかみつつ、自主公演事業を充実させ、文化振興への理解を深めます。
- ・施設点検及び音楽ホールの音響照明等の機械設備の適正な保守点検整備、並びに施設周辺の環境整備に努めます。
- ・運営評議員会、文化連盟、各種ボランティア団体の協力により、適正な施設の管理運営に努めます。

○地域文化資源の有効活用

- ・東山古墳群、杉原紙、播州織等の特色ある地域文化資源の情報を発信するとともに、その資源をいかした交流イベントにより文化活動を推進します。

○地域・芸術文化の振興

- ・芸術・文化活動を通じ、文化の香るまちづくりを推進します。
- ・文化振興にかかる後継者の育成と文化振興団体への自主活動やボランティア等への育成支援を図ります。

基本施策Ⅳ 豊かな人権文化の創造

― 差別や偏見を許さない心を育て、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会づくり―

(7) 人権尊重のまちづくり

家庭・地域・学校・行政の連携のもとに人権問題についての学習・啓発を進め、基本的人権が尊重され、男女が共に参画するまちをめざします。

7-1 人権尊重のまちづくりの推進

<今後の方向と目標>

同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人など様々な人権問題における差別や偏見をなくし、すべての人々の基本的人権が尊重されるまちづくりをめざし、「福祉と人権のまちづくり」の取組を進めます。

今後、人権尊重に関する教育及び啓発をさらに効果的なものとしていくためには、それぞれの組織における実施体制の整備とあわせ、多様な組織が連携協力するための横断的な「人権ネットワーク」の形成を図ります。

<施策の取組>

○住民学習会の充実

- ・時代の変化に伴い、インターネットや携帯電話などによる新たな問題も発生しているため、住民学習のあり方や新たな学習方法を提案します。そして、多様な人権問題に対して、差別や偏見を許さず、一人一人の人権を大切にしよう啓発に努めます。
- ・子どもの人権に関する学習については、「多可町子ども憲章」制定を受け、あわせて児童虐待など、子どもの人権問題を身近に考える環境づくりを推進し、明るい地域・家庭づくりをめざします。

○人権啓発団体への支援と協力

- ・経済の国際化や、様々な雇用形態の変化に伴い、企業の明るい職場環境づくりを支援できるよう取り組みます。
- ・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等を未然に防止するため、企業内人権学習を推進します。
- ・人権啓発協議会を中心に、多様な組織が連携協力できるよう環境づくりを推進します。

○隣保館活動の充実

- ・隣保館講座などの様々な機会を利用した交流活動の充実を推進します。

<今後の方向と目標>

家庭・職場・地域において、因習や慣行に基づく男女の固定的な役割分担のない社会づくり、男女が共同して参画し、自己実現できるまちづくりを推進します。各課局の連携のもとに、研修会やセミナーを開催し学習機会を設けていく必要があります。また、男女共同参画に関する施策は広範かつ多岐にわたっているため、関係機関とも連絡調整を図りながら取り組む必要があります。

男女の人権が家庭・地域・職場等のあらゆる場において平等に尊重され、男女が自立し、お互い一人一人の人間として認め合い、それぞれの個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、「多可町男女共同参画社会づくり条例」及び「多可町男女共同参画計画」に基づき、環境整備に努めます。

<施策の取組>

○男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

- ・「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担や社会的性別(ジェンダー)に基づく様々な社会慣行などを見直すことができるように、男女共同参画に関する広報・啓発活動を進めます。
- ・男女共同参画セミナー等の学習機会を充実させ、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めます。

○男女共同参画社会を担う人材の確保・養成

- ・男女共同参画の理念や考え方、具体的な施策や事業を推進できるリーダーやコーディネーター等の人材の確保・養成に努めます。
- ・審議会等への女性の登用を積極的に推進します。

○生活の場における男女共同参加・参画の推進

- ・住民と行政が協働して、全ての男女が地域の一員として積極的に多様に取り組み、参画する地域社会をめざします。

第2章 大綱の計画的な推進のための取組

1 関係部局・関係機関や諸団体、地域との連携

現代の多岐にわたる教育課題に対し、教育行政を着実に推進していくためには、各学校園はもとより、関係部局や関係機関との連携を密にしていくことが重要です。特に、重要課題となっているいじめや暴力行為等の問題行動、不登校、子どもの虐待等の諸問題については迅速かつ的確な対応が必要であり、警察や町関係部局、児童相談所等の行政機関や地域の民生委員・児童委員の方々と連携し、みんなで子どもを見守り、育てていく姿勢で臨みます。また、文化やスポーツの振興や人権教育等については関係部局と連携を密にしながら進めていきます。

明日の多可町を担うところ豊かな人づくりをするために、家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を十分果たしながら、協力し合う体制づくりを進めていきます。

2 各学校園への適切な支援

日々、子どもたちと向き合い、直接的に教育活動を行っているのは学校園です。教育行政を担う教育委員会は、各学校園の実情や抱えている課題に対し、ともに解決策を考え、必要な策を講じ、指導、助言しながら支援していきます。子どもたちの豊かな成長のためには、各学校園の真摯な取組とそれを支援していく教育委員会が、互いに連携しながら教育活動に邁進することが不可欠です。信頼される教育委員会であるよう努めていきます。

3 大綱における目標の進捗状況確認と見直し

本大綱を着実に、そして効果的に実施していくために、毎年度末に点検・評価を行うとともに、第三者による事業評価を行います。そして新たな課題への対応も含め、必要に応じて見直しを図っていきます。また、ホームページ等で公表し、町民の意見を求め、施策に反映させることにより、大綱の実現に努めます。